

# 入院時食事療養に係るお知らせ

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届け出を行っており、医師の指示により管理栄養士によって管理された食事を、温冷配膳車を用い適温で適切な時間に提供しています。

**入院の標準負担額が令和8年6月1日から変更になります。**

すべての入院患者さんに関係します。（※ 1日の標準負担額は、3食に相当する額が限度となります。）

## ＝ 入院時の食事代 ＝

一般 ・ 老人保健医療受給者	1食当たり 550円	
指定難病又は小児慢性特定疾病児童等 (下記に該当しない)	1食当たり 330円	
低所得者(Ⅱ)住民税 非課税世帯等※1	過去1年間の入院期間が 90日までの入院	1食当たり 270円
	過去1年間の入院期間が 90日を超える入院	1食当たり 220円
低所得者(Ⅰ)住民税非課税世帯等で 年金を受けている70歳以上の方等※1  (1)単独世帯の場合(年金収入のみ) 年収約80万円以下  (2)2人世帯の場合(年金収入のみ) 年収約160万円以下＝夫婦各々年収80万円以下)	1食当たり 130円	※1に該当している方は、市区町村 の役所で申請をし「入院時一部負担金 限度額適用・入院時食事標準負担額減 額認定証」の交付を受け、医療機関の 窓口で提示してください。
自費の方※2	1食当たり 730円 (流動食のみ 665円)	※2に該当している方は厚生労働大 臣が定める特別食を提供した場合は1 食につき76円負担金が増えます。ま た入院する病棟によっては1日につき 50円の負担金が増えます。

当院の食事の**常食・全粥食・学童食・授乳婦食・E1600(C60)・E1800(C60)**を食べられている患者さんを対象に複数メニューを実施しています。

複数メニューを選ばれた場合は、上記標準負担額の他に**B・C食は1食当たり100円(税別)の負担金**をいただきます。

院長